名　称　那覇港浦添第一防波堤西仮設灯台
位　置
所在地　沖縄県那覇港（浦添第一防波堤西端）
北　緯　二六―一五―二八
東　経　一二七―三九―一四
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで三・七メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年七月二十五日

○海上保安庁告示第百八十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　小名浜港第二西防波堤東灯台
位　置
所在地　福島県小名浜港（第二西防波堤東端）
北　緯　三六―五五―一四
東　経　一四〇―五三―〇五
変更した事項
光達距離　実効光度二五カンデラ
変更年月日　平成二十三年七月二十六日
名　称　木更津港第一号灯標
位　置
所在地　千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の西北西方約五・一キロメートル）
北　緯　三五―二三―五三
東　経　一三九―四八―四二
変更した事項
名　称　木更津港第一号仮設灯浮標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
明　弧　削除
高　さ　削除
変更年月日　平成二十三年七月二十六日
名　称　苗我島灯台
位　置
所在地　和歌山県東牟婁郡串本町（苗我島）
北　緯　三三―二七―三九
東　経　一三五―四七―五〇
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年七月二十六日

○海上保安庁告示第百九十号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　釜石港湾口北仮設灯浮標
位　置
所在地　岩手県釜石港（陸中尾崎灯台の西北西方約三・二キロメートル）
北　緯　三九―一五―三二
東　経　一四一―五六―〇〇
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
光達距離　実効光度一〇〇カンデラ
明　弧　五・〇海里
高　さ　削除
変更年月日　平成二十三年七月二十七日
記　事　一時変更
名　称　小名浜港第二西防波堤南灯台
位　置
所在地　福島県小名浜港（第二西防波堤南端）
北　緯　三六―五四―四六
東　経　一四〇―五一―五四
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年七月二十七日
名　称　戸島埼灯台
位　置
所在地　和歌山県東牟婁郡串本町（戸島埼）
北　緯　三三―二八―五三
東　経　一三五―四八―四一
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十三年七月二十七日
記　事　一時変更
名　称　中津港第二号灯浮標
位　置
所在地　中津港（中津港北防波堤灯台の北東方約二・一キロメートル）
北　緯　三三―三七―五二
東　経　一三一―一五―五三
変更した事項
位　置　正規位置の四一度約三六〇メートル
変更年月日　平成二十三年七月二十七日
記　事　一時変更
名　称　佐喜浜港沖第二防波堤北灯台
位　置
所在地　高知県室戸市（佐喜浜港沖第二防波堤北端）
北　緯　三三―二三―三二
東　経　一三四―一二―五六

○関東地方整備局告示第三百四十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	石井　敏康
変更後	荒　正仁

(2)　変更年月日　平成二十三年六月一日

○沖縄総合事務局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百三十一号　糸満市字真栄里内間原三七五番一から同市字真栄里辻原八七〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月二十五日